

視覚障がいのある方へ

広報いたばし等の点字版・録音版

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

身体障害者手帳(視覚障がい)所持者に、「広報いたばし」・「いたばし暮らしガイド」・「区議会だより」の点字版または録音版を郵送します。

中途失明者緊急生活訓練

問合 東京都盲人福祉協会 ☎ 3208-9001

都内在住で身体障害者手帳(視覚障がい)を所持し、18歳以上の方を対象に、指導員が訪問し、相談・歩行訓練・日常生活訓練・点字訓練等を行います。

スマホ・パソコン教室

問合 東京都盲人福祉協会 ☎ 3208-9070 専用電話

都内在住の身体障害者手帳(視覚障がい)を所持する18歳以上の方を対象に、スマートフォンの基礎、音声読み上げソフト等によるパソコン訓練を行っています。

家庭生活訓練

問合 東京都盲人福祉協会 ☎ 3208-9001

家庭内で日常生活活動に著しい制限を受けている都内在住で在宅の視覚障がい者を対象として、家事、家庭生活、身だしなみに関すること等の講習会を行います。

視覚障がい者のリハビリテーション

問合 東京視覚障害者生活支援センター ☎ 3353-1277

身体障害者手帳(視覚障がい)を所持する15歳以上の方に、歩行・点字・パソコン・スマートフォン・タブレット・日常生活動作(ADL)・ロービジョン・情報機器の各訓練及び相談支援を総合的にを行います。また、事務的職業への就労希望者やマッサージ資格保有者に就労移行支援も行っています。

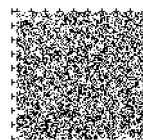
点字図書館・用具の販売

問合 日本点字図書館 ☎ 3209-0241
東京ヘレン・ケラー協会 ☎ 3200-0525
日本視覚障害者団体連合 ☎ 3200-0011

視覚障がいのある方に、次のサービスを行っています。事業内容は、機関により異なります。

事業内容

- ・点字図書、録音図書の製作・貸し出し
 - ・用具の販売
 - ・中途視覚障がい者のための点字教室
 - ・自立訓練(歩行、パソコン・スマホ、点字など)
 - ・希望点訳、個人朗読、対面リーディング
- ※サービスによっては都内在住・在勤・在学の方に限定されます。



点字図書の購入

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書を給付します（自己負担があります）。

対象になる方

身体障害者手帳を所持している視覚障がい者で、主な情報入手方法が点字の方

給付限度冊数（年間）

年間 6タイトル、又は24巻

ただし、辞書等一括購入しなければならないものは、この限りではありません。

対面朗読

問合 区内の図書館（清水図書館を除く）

視覚障がいのある方に、サポーターによる図書等の朗読を行います。

図書等の貸出

問合 区内の図書館（清水図書館を除く）

視覚障がいのある方に次のサービスを行います。

- 図書（点字図書を含む）の閲覧・貸出（30日）
- カセットテープ・CD（録音図書含む）の貸出（30日）

図書等の郵送サービス

問合 区内の図書館（清水図書館を除く）

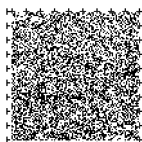
区内在住・在勤・在学の視覚障がい1～2級の図書館の利用が困難な方に、ご希望の点字図書・録音図書等を郵送します。貸出期間は30日です。

補装具の購入・修理

75・76ページをご覧ください

日常生活用具の購入

79ページをご覧ください



聴覚・言語障がいのある方へ

手話相談

問合 所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）

手話通訳者を交えて相談ができるよう、次のように配置しています。

- 板橋地域支援係 ●赤塚地域支援係 ●志村地域支援係
月曜～金曜（赤塚地域支援係は月・火・木曜） 8：45～17：00
- 赤塚福祉課（赤塚庁舎地下1階） 月・水・木・金曜 8：45～17：00

手話通訳者・要約筆記者の派遣

問合 東京手話通訳等派遣センター

☎ 3358-6991 FAX 兼用

申込 E-mail itatsu@tokyo-shuwacenter.or.jp

新宿区新宿 2-15-27 第3ヒカリビル5階

聴覚障がいのある方に、コミュニケーション手段を確保するため手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣は無料です。日曜、祝日も派遣できますので、早めに派遣センターに連絡してください。

<受付時間>

月～金	9時～19時	※12時～13時も受付しています。
土	9時～17時	
日・祝日	お休みです。	

申込方法

次の事項を上記の連絡先にお伝えください。

- ①名前 ②住所 ③FAX番号
- ④希望する派遣（板橋区登録手話通訳者、東京手話通訳等派遣センター通訳者又は要約筆記者）
- ⑤派遣希望日（曜日） ⑥派遣場所名称・住所
- ⑦待ち合わせ時間 ⑧待ち合わせ場所 ⑨内容 ⑩その他配慮して欲しいこと

読話講習会

問合 東京手話通訳等派遣センター

FAX 3354-6868 ☎ 3352-3335

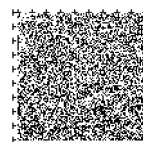
都内在住・18歳以上の身体障害者手帳所持者の中途失聴・難聴の方に、読話技術の指導を行い、中途失聴・難聴の方のコミュニケーション技術の習得を図ります（ろう学校在学中の方及び卒業生は除きます）。

電話リレーサービス

問合 （一財）日本財団電話リレーサービス

FAX 6275-0913 ☎ 6275-0912

聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人（聴覚障がい者等以外の人）との会話を通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。電話リレーサービスのご利用を希望される方は、電話リレーサービス提供機関（一財）日本財団電話リレーサービスへお問い合わせください。



中途失聴者・難聴者手話講習会

問合 東京都福祉局障害者施策推進部企画課
社会参加推進担当
FAX 5388-1413 ☎ 5320-4147

都内在住・在勤の中途失聴・難聴の方に、簡単なコミュニケーションが可能な程度の手話技術についての講習を行います。

喉頭摘出者発声訓練

問合 公益社団法人銀鈴会 FAX 3436-3497 ☎ 3436-1820
E-mail office@ginreikai.or.jp ホームページ <https://www.ginreikai.net/>
〒105-0004 港区新橋 5-7-13 ビュロー新橋 901

病気などで喉頭摘出し、音声機能を喪失した方を対象に発声訓練を行います。

対象者

喉頭を摘出し音声機能を喪失した方

訓練内容

食道発声訓練、電気式人工喉頭器による発声訓練、シャント式発声訓練など
※週3回（火・木・土）、年間100回以上
会場：東京都障害者福社会館（港区芝 5-18-2）

費用

参加費は無料です。

盲ろう者への通訳・介助者派遣

問合 東京都盲ろう者支援センター FAX 6228-1283
☎ 6228-1282 E-mail tokyo-db@tokyo-db.or.jp

都内在住の盲ろう者・児（視覚障がいと聴覚障がいを重複する身体障がい者であって、身体障害者手帳を所持する方）のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため通訳・介助者を派遣します。派遣は無料です（ただし外出に必要な交通費は、通訳・介助者の分も含めて利用者の負担となります）。

東京都盲ろう者支援センター

問合 東京都盲ろう者支援センター FAX 6228-1283
☎ 6228-1282 E-mail tokyo-db@tokyo-db.or.jp

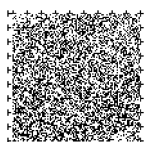
盲ろう者・児の自立と社会参加のために必要とされるサービスを総合的に提供します。

対象者

視覚と聴覚の両方に障がいのある方

事業内容

訓練事業：盲ろう者・児へのコミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン訓練
総合相談支援事業：盲ろう者・児、家族、支援関係者への相談支援
社会参加促進事業：集団学習会、交流会
専門人材養成事業：支援・指導員の養成、訓練・研修プログラムの開発・普及
盲ろう児支援事業：盲ろう児向け交流会、ピアサポート



110 番アプリシステム

問合 警視庁通信指令本部指令計画第三係
☎ 3581-4321 (代表)

聴覚・言語機能に障がいがある方や音声による 110 番通報が困難な方は、携帯電話やスマートフォンから、文字による 110 番通報することができます。対応は都内で発生した事件、事故に限ります。

※音声による 110 番通報が可能な方は、通常の 110 番通報をお願いします。

【スマートフォンの場合】

iPhone の方は App Store で、Android の方は Google Play で、「110 番アプリ」を検索してインストールしてください。

【携帯電話の場合】

「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

※通報時には、それぞれの電話会社との契約に応じた通話料金がかかります。

緊急ネット通報

問合 東京消防庁防災部防災安全課防災福祉係
FAX 3213-1478 ☎ 3212-2111 (内線 4245・4246)
E-mail bouanka4@tfd.metro.tokyo.jp

音声（肉声）による 119 番通報が困難な方は、携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を通じて緊急通報することができます。利用には事前登録が必要です。

詳しくは、東京消防庁ホームページより「個人の方へ」-「119 番通報」-「緊急ネット通報のご案内」をご覧ください。

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp>

※消防車・救急車を要請するときは、「119 番」「緊急ネット通報」「119 番ファクシミリ通報」をご利用ください。

東京聴覚障害者支援事業所

問合 FAX 5464 - 6059 ☎ 5464-6058
E-mail soudan@ap.wakwak.com
渋谷区東 1-23-3

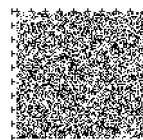
事業内容

就労移行支援事業（RONA スクール）

一般就労を目指す聴覚障がい者を対象に、就労するためのスキル（パソコン技能、マナー、コミュニケーション力習得など）の訓練を実施しています。

就労定着支援事業（RONA サポート）

障害者福祉サービスを利用して就職された方の、仕事やコミュニケーション、生活上の困りごとのサポートを行っています。



知的障がいのある方へ

通所施設

問合 所管の障がいサービス課地域支援係 (14・15 ページ参照)

自立した日常生活及び社会生活を営めるよう、就労移行支援、就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)、生活介護などの障害福祉サービスを行っています。

各事業者についての情報は「東京都障害者サービス情報」

ホームページアドレス <http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

でもご覧になれます。

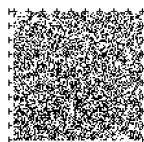
利用申請

所管の障がいサービス課地域支援係でご確認ください。

区立福祉園

板橋区では、就労継続支援 B 型、生活介護の 2 種類の施設として区立福祉園を設置しています。

名称	所在地	電話番号	
加賀福祉園	板橋区加賀 1-7-2	3579-2366	生活介護: 25 名 就労継続支援 B 型: 60 名
小茂根福祉園	板橋区小茂根 3-12-21	3958-8831	生活介護: 40 名 就労継続支援 B 型: 30 名
高島平福祉園	板橋区高島平 9-25-12	3550-3403	生活介護: 36 名 就労継続支援 B 型: 30 名
高島平福祉園分場	板橋区高島平 9-1-8-201	5399-7170	就労継続支援 B 型: 20 名
蓮根福祉園	板橋区坂下 2-8-1-101	5392-0761	就労継続支援 B 型: 60 名
前野福祉園	板橋区前野町 4-16-1	5392-8731	就労継続支援 B 型: 30 名
赤塚福祉園	板橋区赤塚 6-19-14	5383-5741	生活介護: 60 名 就労継続支援 B 型: 40 名
徳丸福祉園	板橋区徳丸 3-41-16	3935-7213	生活介護: 90 名 就労継続支援 B 型: 40 名
小豆沢福祉園	板橋区東坂下 1-4-9	3969-5131	生活介護: 54 名
三園福祉園	板橋区三園 2-9-16	5383-9587	生活介護: 40 名



ひろば 広場あすなろ

問い合わせ 問 合 おおはらしょうがいがくしゅう おおはら
大原生涯学習センター（まなぼーと大原）
☎ 3969-0401 FAX 3969-0403

せいかつ そく がくしゅう かつどう しょう う む たが
生活に即した学習や活動をとおして、障がいの有無にかかわらずにお互いに
おし まな なかま おこな
教え、学びあう仲間づくりを行っています。

たいしょう かた 対象になる方

さい い か けいど ちてきしょう かた とくべつし えん がっきゅう とくべつし えん がっこう
15～39歳以下の軽度の知的障がいのある方で特別支援学級・特別支援学校に
かよ かた たいしょう ねん かい がつ こうほう など ぼしゅう し
通っていない方を対象に年に1回、1月に広報いたばし等で募集のお知らせをし
ます。
こうてき う かたゆうせん
公的サービスを受けていない方優先。

ちてきしょう しゃそうだんいん 知的障がい者相談員

らん
84ページをご覧ください

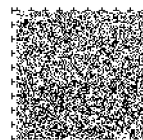
にちじょうせいかつようぐ こうにゅう 日常生活用具の購入

問い合わせ しょう かしょう そうだんがかり
問 合 障がいサービス課 障がい相談係
☎ 3579-2362 FAX 3579-2364

ざいたく あい てちょうしょじしゃ ど にちじょうせいかつようぐ しきゅう しせつにゅうしょしゃ
在宅の愛の手帳所持者（1～2度）に、日常生活用具を支給します（施設入所者
とうぶ ほ ごぼう たいしょう くわ らん
は頭部保護帽のみ対象となります）。詳しくは、79ページをご覧ください。

きゅうふしゆもく 給付種目

- かさいけいほうき じどうしょうかそうち とくしゆ さいいじょう
・火災警報器 ・自動消火装置 ・特殊マット（3歳以上）
- とうぶ ほ ごぼう とくしゆべんき がくれいじ いじょう でんじちようり き さいいじょう
・頭部保護帽 ・特殊便器（学齢児以上） ・電磁調理器（18歳以上）
- かみ さいいじょう ぜんしんせいうんどうしょう じゅうど ちてきしょう ちょうふく
・紙おむつ（3歳以上、全身性運動障がいと重度の知的障がいの重複）
- はいせつよそくしえん き き がくれいじ いじょう
・排泄予測支援機器（学齢児以上）



精神障がいのある方へ

精神障がいのある方の主な制度を紹介しています。
 詳細な程度別制度一覧は、1～7ページをご覧ください。
 ※発達障がいのある方で、知的障がいを伴う場合は「知的障がい者」として、知的障がいを伴わない場合は「精神障がい者」として障害福祉サービス等の対象になります。

精神保健に関する相談

問合 各施設に直接お問合せください。

種 類	内 容
こころの健康についての相談 所管の健康福祉センター (14・15 ページ参照)	こころの悩みや、うつ病・統合失調病・発達障がいなどの精神疾患、ひきこもり、アルコール・薬物などの依存症、地域生活支援のことなどについて、困っている方やその家族の相談を保健師がお受けします。必要により、家庭訪問も行います。 ・相談日時 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)
板橋区・精神保健福祉相談 所管の健康福祉センター (14・15 ページ参照)	精神科医による単発の相談事業です。疾病の見立てや対処法についてアドバイスします。 事前に地区担当保健師にお申込み下さい。
東京都・精神保健福祉相談 東京都立精神保健福祉センター 台東区下谷 1-1-3	こころの悩み、精神疾患や障がいに関する相談を関係機関と相談しながら行います。相談は電話のほか、予約制で面接相談も行っています。 ・こころの電話相談 ☎ 3844-2212 ・相談日時 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)
東京都夜間こころの電話相談	こころの悩みや精神的問題で困った時、死にたくなるなどつらいときの夜間の電話相談です。専門の相談員が対応します。 ・相談専門電話 ☎ 5155-5028 ・相談日時 毎日 17:00～22:00(受付 21:30)
精神科夜間休日診療の相談 東京都保健医療情報センター(ひまわり) ☎ 5272-0303	夜間や休日に急に具合が悪くなり、受診できないときの救急医療相談です。必要に応じて病院等と連絡・調整をします。24時間年中無休。
東京都発達障害者支援センターの相談(こども TOSCA) 世田谷区船橋 1-30-9	18歳未満の発達障がいがある方やその家族等からの電話・面接相談を行っています。 ・直接電話 ☎ 6413-0231 ・受付日時 月～金 9:00～17:00(祝日を除く)
東京都発達障害者支援センターの相談(おとな TOSCA) 新宿区弁天町 91	18歳以上の発達障がいがある方やその家族等からの電話・面接相談を行っています。 ・直接電話 ☎ 5579-8207 ・受付日時 第2・4週 月～土 9:00～17:00(祝日を除く) その他の週 月火木金 9:00～17:00(祝日を除く)

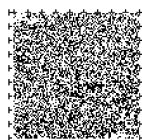
小児精神障害者入院費医療費助成

問合 所管の健康福祉センター(14・15 ページ参照)

精神科での入院治療が必要となった場合、入院費を助成します。ただし、入院時の食事代は、自己負担があります。

対象となる方

精神障がいのため入院治療を必要とする 18 歳未満の児童



通所施設

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

日中活動事業（通所施設）として、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）、自立訓練（生活訓練）などの障害福祉サービスがあります。ご相談は所管の健康福祉センターへ、利用申請は所管の障がいサービス課地域支援係へご確認ください。

各事業者についての情報は、以下のホームページアドレス（「東京都障害者サービス情報」）でもご覧になれます。

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

地域活動支援センター

問合 スペースピア 南常盤台 2-1-7 ☎ 3554-3081
サン・マリーナ 桜川 3-20-11 ☎ 5399-4801

地域で生活する精神障がいのある方の日常生活の支援、相談、精神保健福祉サービスに関する情報提供や地域交流活動など、地域生活全般にわたっての具体的な支援を行っています。

精神障がい者グループホーム

問合 各施設へ

精神障がいのある方を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活における必要な支援を行います。ご相談の窓口は、所管の健康福祉センターへ、利用申請は所管の障がいサービス課地域支援係へご確認ください。

各施設についての情報は、以下のホームページアドレス（「東京都障害者サービス情報」）でもご覧になれます。

<http://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.jp/>

日常生活用具の購入

問合 障がいサービス課障がい相談係 ☎ 3579-2362
FAX 3579-2364

在宅の精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）に、日常生活用具（火災警報器・自動消火装置）を支給します。詳しくは、79 ページをご覧ください。

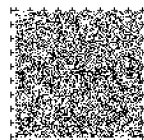
板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

問合 ☎ 5964-5422 向原 3-7-9 最寄駅：小竹向原駅

発達障がいのある方とその家族が安定した日常生活や社会生活を送れるよう、利用者一人ひとりの特性に合わせた障がいの理解、社会参加の場の提供、環境整備、普及啓発などの支援を行います（ご利用の際はお電話でご予約ください）。

対象となる方

板橋区在住のおおむね 16 歳以上の発達障がいのある方、発達障がいの疑いのある方、その家族、関係機関など。



高次脳機能障がいのある方へ

高次脳機能障がいのある方の主な制度を紹介しています。
制度一覧は、1～7ページをご覧ください。

高次脳機能障がいに関する相談

問合 各施設へ直接お問い合わせください。

板橋区立障がい者福祉センター ☎ 3550-3401 FAX3550-3410 (月～金 9～17時) ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く	■福祉サービス等の情報提供や、日常の不安・困っていることに対するご相談にお答えしています。
東京都心身障害者福祉センター ☎ 3235-2955 FAX3235-2957 (月～金 9～12時・13～16時) ※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く	■高次脳機能障害支援専用電話相談：高次脳機能障がいに関する、当事者・ご家族、地域機関、医療機関等からのご相談にお答えしています。

精神障害者保健福祉手帳

問合 所管の健康福祉センター（14・15ページ参照）

高次脳機能障がいのある方は、精神障害者保健福祉手帳の申請が出来ます。申請については、20ページをご覧ください。

障害福祉サービス等の支給

問合 18歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15ページ参照）
18歳未満：障がいサービス課障がい児支援係（14ページ参照）

支給の対象となる障害福祉サービス等については、65ページをご覧ください。

いたばし高次脳機能障がい家族会

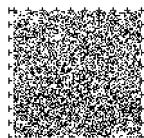
問合 みんなのセンターおむすび デイサービスおむすび
☎・FAX 3579-7059

毎月の第3日曜日に定例会を開催。情報交換や自由な意見交換を行っています。
また、下記ピアカウンセリングを担当しています。

高次脳機能障がいのピアカウンセリング

月1回開催。

詳しい日程は上記問合せ先（☎・FAX3579-7059）、又は板橋区障がい政策課相談事業推進係（☎ 3579-2089、FAX3579-4159）までお問合せください。



難病の方へ

難病の方の主な制度を紹介しています。制度一覧は、1～7ページをご覧ください。また国が指定する難病については、難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/> で疾患の解説等をご覧ください。

難病に関する相談

問合 各施設へ直接お問い合わせください。

在宅難病患者療養相談 所管の健康福祉センター (14・15 ページ参照)	在宅で療養中の方が、安心して療養生活を送れるように、保健師が療養上の相談に応じます。
東京都難病相談・支援センター ☎ 5802-1892 平日 10 時～17 時 (相談受付は、16 時まで) 文京区本郷 1-1-19 元町ウエルネスパーク西館 1 階	■療養相談 日常生活・療養生活における相談に、難病相談支援員が対応します。 ■就労相談 ・難病患者就労コーディネーターによる相談 ・難病患者就職サポーター（ハローワーク職員）による出張相談 ※要予約 ■難病医療相談会 ※要予約 専門医による個別相談を行います。 日時はホームページ等でお知らせ ■難病医療講演会 ※要予約 ■日常生活用具の展示 ■難病情報資料の提供
東京都難病ピア相談室 ☎ 3446-0220（相談専用） ☎ 3446-1144（予約・問合） 平日 10 時～17 時 (相談受付は、16 時まで) 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎 1 階	■疾病別ピア相談 日常生活・療養生活における相談にピア相談員（難病患者・家族）が対応します。※曜日で疾病が異なります。 ■患者・家族の交流会 ■患者会等の自主活動への支援 ■日常生活用具の展示 ■難病情報資料の提供

難病医療費等の助成

48 ページをご覧ください

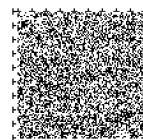
小児慢性特定疾病の医療費の助成

49 ページをご覧ください

障害福祉サービス等の支給

問合 18 歳以上：所管の障がいサービス課地域支援係（14・15 ページ参照）
18 歳未満：障がいサービス課障がい児支援係（14 ページ参照）

対象疾病については、72～74 ページ、支給の対象となる障害福祉サービス等については、65 ページをご覧ください。



在宅難病患者医療機器貸与事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

難病医療費等助成対象疾病（31～34 ページ参照）を主な原因として、在宅療養において吸入器・吸引器を必要とし、主治医の同意を得ている方に、在宅で使用する吸入器・吸引器を貸与します。ただし、障害者総合支援法における日常生活用具購入（79 ページ）の対象となる方は、原則、対象外です。

在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

難病医療費等助成対象疾病にかかり、人工呼吸器を使用しながら在宅療養している方で、主治医が診療報酬の回数を超える訪問看護が必要と認める方が、1日複数回の訪問看護が受けられるよう、訪問看護ステーション等に委託して行います。

在宅難病患者一時入院事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

家族などの介護者が、病気や事故等により一時的に介護ができなくなった場合、難病の方（難病医療費等助成対象疾病にかかっている方）が、東京都が委託する病院に短期間入院することができます。

在宅難病患者訪問診療事業（東京都）

問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

難病医療費等助成対象疾病にかかり、寝たきり等により通院が困難な方に対して、専門医と主治医が訪問診療を行います。東京都から委託を受け、地区医師会が実施しています。

難病患者在宅レスパイト事業（東京都）

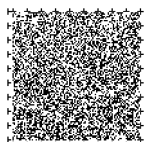
問合 東京都疾病対策課

※東京都が東京都訪問看護ステーション協会（ST協会）に委託
東京都では、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者さんの在宅生活を支えているご家族等が、ご自身の病気治療や休息等の理由によって一時的に在宅で介護等ができなくなった場合で、病状等の理由により移送が困難な場合など一時入院が難しいときに、患者さんのお宅に看護人を派遣する事業を実施しています。申請等詳しくは、東京都保健医療局ホームページでご確認ください。

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業（東京都）

問合 東京都疾病対策課

災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保するためには、人工呼吸器に電源を供給するための予備電源を整備する必要があります。予備電源等の物品の購入に要する経費について補助を行っています。申請等詳しくは、東京都保健医療局ホームページでご確認ください。



小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

問合せ 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照）

日常生活の利便を図るため、在宅で小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に、必要な日常生活用具を給付する制度です。

対象になる方

在宅で小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

※ただし、障害者総合支援法などの施策の対象となる方は、対象となりません。

給付種目

種目	給付対象となる状況
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきり状態にある方
車椅子（電動以外）	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方 （在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方 （在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方 （在宅以外（入院中又は施設入所）の方についても対象）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水泡やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある方

※人工鼻など健康保険の診療報酬で支給となる用具は、その支給の範囲を超えるものが本事業の対象となります。また、修理の費用は自己負担となります。

利用者負担

世帯の所得状況に応じた利用者負担があります。また、給付種目にはそれぞれ給付限度額があり、限度額を超えた金額についても利用者負担となります。

